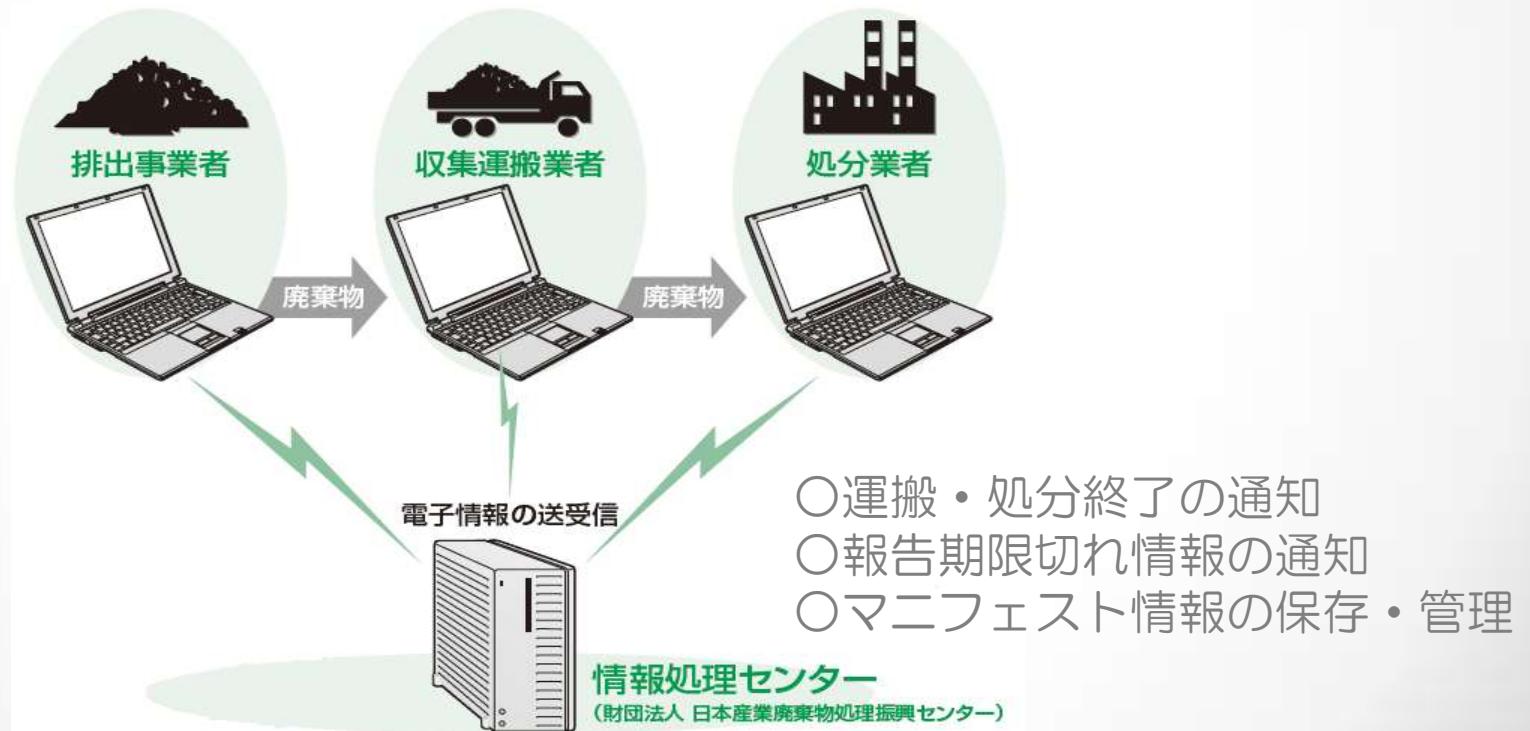


電子マニフェスト制度 の概要

京都府山城北保健所

電子マニフェストとは

- 電子マニフェストは排出者、収集運搬業者、処分業者の三者(三者が加入していることが必要)のネットワークでマニフェスト情報を電子化し、やりとりをします。



新規登録

登録

パターン選択

排出情報

引渡し日 2012/02/03 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 登録担当者

排出事業場 名称 連絡番号1 連絡番号2

[排出情報]引渡し日、引渡し担当者、排出事業場等

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質
-----	----	----	--------	---------	--------	--------	----	-------	--------	------

[産業廃棄物情報]廃棄物の種類、数量、荷姿等

運搬情報

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	再自己	再委託収集運搬業者
----	----	----	----	--------	---------	------	-------	------	-----	-----------

[運搬情報]収集運搬業者、運搬先等

処分情報

処分業者 処分事業場

処分方法 再生 中間 最終 (選択なし)

再委託先処分業者

[処分情報]処分業者、処分事業場等

最終処分の場所

委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号
-----	----	---------	------

一度入力した後、パターン登録を行うと、以後、パターン呼出し、廃棄物の数量等を入力するだけとなります。

備考

電子マニフェストの特徴と導入の メリット

メリット	デメリット
事務処理の効率化	利用料金が割高
法令遵守(コンプライアンス)	マニフェストに代わる伝票が必要
データの透明性	排出事業者、収集運搬業者、 処分業者の3者が加入していることが必要
優良産廃処理業者の認定要件	
一部府県での入札資格	

事務処理の効率化

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの 交付・登録	廃棄物を引渡した日から、3日以内に情報を情報処理センターに登録。排出事業者がマニフェスト登録をするまで、収集運搬業者や処分業者は運搬終了報告、処分終了報告ができません	廃棄物を引渡すと同時にマニフェストを交付
//	入力パターンを登録し、一覧からの選択が可能	毎回手書き記入、又は事前印字された紙に数量等を手書き
マニフェストの 保存	不要(情報処理センターがマニフェスト情報を保存)	A票、B2票、D票、E票を5年間保存
処理終了確認	情報処理センターから処理終了報告を通知(電子メール)や一覧表により確認	運搬終了報告:B2票とA票を照合して確認 処分終了報告:D票とA票を照合して確認 最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認
マニフェスト情報 の集計・加工	CSVデータでダウンロードが可能。データは各種集計、帳簿の作成が可能	紙マニフェストからデータを集計

法令遵守（コンプライアンス）、データの透明性

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの記載漏れ	記載必要事項をシステムが確認	マニフェスト記入時に担当者が目視確認
処理完了報告の確認	運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表で確認	委託業者からマニフェスト写しが回付されることに確認
処理終了確認の漏れを防止	処理終了確認期限が近づくとシステムから排出事業者に注意喚起	マニフェストを1枚ずつ管理して、担当者が処理終了確認期限を把握
委託業者の許可期限等の確認	委託契約情報の設定により、処理業者の許可期限と廃棄物の種類が処理業者の許可証と合致しているか確認	処理業者との契約内容や許可証の内容を担当者が管理
産業廃棄物管理票交付等状況報告	不要（情報処理センターから各府県等に報告）	報告書を作成し、期日までに各府県等に報告
データの透明性	情報処理センターがデータ(修正・取消の情報を含む)を管理・保存	排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれマニフェスト写しを保管

マニフェスト情報の照会一覧が表示

ログアウト

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1 ページ ページを 500 件 表示

(合計件数: 4 件)

照会結果一覧

No	一括選択 <input type="checkbox"/>	登録の状態	報告期限	▲ マニフェスト番号 ▼	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	▲ 引
1	<input type="checkbox"/>	登録		70000870653	●	●	●				2011/
2	<input type="checkbox"/>	登録		70000870664	●	●					2011/
3	<input type="checkbox"/>	登録		70000870675	●	●					2011/
4	<input type="checkbox"/>	登録	間近	70000870776							2011/

戻る

受渡確認票印刷

一覧表印刷

マニフェスト情報照会結果項目(402項目)

CSV保存

▲ ページトップ

加入・利用料金

排出事業者の料金

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 (C料金) ^{注1)}
加入料 (加入時のみ)	5,250円	3,150円	3,150円
基本料 ^{注3)} (1年間)	26,250円	2,100円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.5円	(40件まで無料) 41件から63円	63円
利用区分の目安となる 年間登録件数	509件以上	34～508件	33件以下

紙マニフェストと電子マニフェストとの料金比較

年間**200枚**のマニフェストを発行するとすると、

紙マニフェスト **5000円** = 200枚×25円

電子マニフェスト **12180円** = 2100+(200-40)×63円

受渡確認票(伝票)の利用

1. 荷札として

- 収集運搬業者や処分業者に対して委託廃棄物の情報を伝えるもの

2. 運搬車両における書面の備え付け義務

- 法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面



* T 0 0 0 0 8 7 0 8 5 3 *

マニフェスト番号	70000870853		登録の時期	登録		印刷日	2011/03/24		印刷種別	印刷 本紙	
提出事業者	氏名または名称 ○○○製造株式会社					提出事業者	名称 ○○○製造株式会社 提出事業者				
	住所 〒 103-0012 東京都中央区日本橋區富町2-8-4 日本橋コアビル2F						所在地 〒 103-0012 東京都中央区日本橋區富町2-8-4 日本橋コアビル2F				
	電話番号 11-1111-1111		法人番号 1500001		電話番号 00-0000-0000						
産品名	品名 0100000 鉄えび					数量 5,000 kg		積込数量 5,000 kg		積込単位 個	
	【大分 積込 単位 数】					【大分 積込 単位 数】		積込の単位 個		積込の単位 個	
中間品	産品名										
産品名	【電子 積込 マニフェスト番号/交付番号】										
最終品	所在地【名称【電話番号】】										
最終品	委託契約書記載のとおり										
依頼運送事業者	氏名又は名称 ○○○運輸株式会社					依頼運送事業者	名称 アスト協分事業場				
	住所 〒 103-0012 東京都中央区日本橋區富町2-8-4 日本橋コアビル2F 運輸						所在地 〒 103-0012 東京都中央区日本橋區富町2-8-4				
	電話番号 03-3688-8513		法人番号 2000000		電話番号 03-3688-8513						
備考	電話番号 03-3688-8513		法人番号 2000000		積込番号 123456		積込方法		積込単位(提出)		積込数量
備考	積込数量		積込単位		積込数量		積込単位		積込数量		積込数量
備考	積込数量		積込単位		積込数量		積込単位		積込数量		積込数量
協分事業者	氏名又は名称 ○○○環境株式会社 協分報告					協分事業者	名称 アスト協分事業場				
	住所 〒 103-0012 東京都中央区日本橋區富町2-8-4 日本橋コアビル2F 協分報告						所在地 〒 103-0012 東京都中央区日本橋區富町2-8-4				
	電話番号 03-3688-8513		法人番号 2000000		電話番号 03-3688-8513						
備考	電話番号 03-3688-8513		法人番号 2000000		積込番号 123456		積込方法		積込単位(提出)		積込数量
備考	積込数量		積込単位		積込数量		積込単位		積込数量		積込数量
備考	積込数量		積込単位		積込数量		積込単位		積込数量		積込数量
最終品	所在地【名称【電話番号】】										
最終品	最終品積込日										
備考	備考										
備考	備考										
備考	備考										
備考	備考										
備考	備考										

具体的な操作方法として標準的な運用フロー (予約番号を活用した場合の運用フロー)



1. 予約登録(一定期間分を仮登録)した後、システムからマニフェスト番号を記載した受渡確認票を印刷。
2. 廃棄物を引き渡す際、受渡確認票を運搬担当者に渡す。
3. マニフェスト登録時にマニフェスト番号を特定して廃棄物の種類・数量等を追加登録
4. 収集運搬業者、処分業者はマニフェスト番号を特定して報告を行う。

電子マニフェストへのアクセス方法

- Web方式
 - パソコンのウェブブラウザを利用
 - 複数のパソコンからアクセス可能
- ケイタイ方式（web方式と併用）
 - 携帯電話のweb機能を使って、データの登録・照会等が可能
- EDI方式
 - 加入者が利用しやすいシステムの構築が可能
 - ASP事業者の提供システムが利用可能(ASP事業者と別途契約)

※ASP...インターネット経由で顧客にアプリケーションソフトの機能を提供する事業者